

○富山市都市公園条例（抜粋）

（指定管理者が行う業務）

第1条の8 前条の規定により指定管理者に行わせる管理の業務は、次のとおりとする。

- (1) 指定管理者管理施設の施設及び附属設備等の維持管理に関する業務
- (2) 指定管理者管理施設に係る次条の規定による許可に関する業務
- (3) 前号に規定する許可に係る使用料の徴収に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者管理施設の管理に関し市長が必要と認める業務

（行為の制限）

第2条 都市公園において次に掲げる行為をしようとする者は、市長（指定管理者管理施設にあっては、指定管理者。この条、第4条第9号及び第5条において同じ。）の許可を受けなければならない。

- (1) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (2) 興行を行うこと。
- (3) 演説、集会、競技会、展示会、撮影会、博覧会その他これらに類する催しをすること。
- (4) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が都市公園の管理上必要があると認める行為をすること。

2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は公園施設、行為の内容その他市長の指示する事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは当該事項を記載した申請書を市長に提出して、その許可を受けなければならない。

4 市長は、第1項各号に掲げる行為が、公衆の都市公園の利用に支障

を及ぼさないと認める場合に限り第1項又は第3項の許可を与えることができる。

5 市長は、第1項又は第3項の許可に、都市公園の管理のため必要な条件を付することができる。

(行為の禁止)

第4条 都市公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第2条第1項若しくは第3項の許可に係るものについては、この限りでない。

- (1) 都市公園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣及び魚の類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外の場所へ諸車を乗り入れ、又は留め置くこと。
- (8) 都市公園をその用途外に使用すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が都市公園の管理に支障があると認める行為をすること。

(利用の禁止又は制限)

第5条 市長は、都市公園の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合又は都市公園に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合においては、都市公園を保全し、又は利用者の安全を図るため、区域を定めて都市公園の全部又は一部の利用を禁止し、又は制限することができる。

(使用料等)

第9条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第2条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、別表第1に定めるところにより算定した額（消費税法（昭和63年法律第108号）第6条の規定により非課税とされるもの以外のものにあつては、この額に100

分の110を乗じて得た額)の使用料又は占用料を納付しなければならない。この場合において、当該使用料又は占用料の額に5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。

2 別表第2に掲げる駐車場を使用する者(以下この条において「駐車場使用者」という。)は、同表に定めるところにより算定した額の使用料を納付しなければならない。

3 第1項の使用料又は占用料は、市長が特別の理由があると認める場合を除き、許可の際徴収する。

4 第2項の使用料は、市長が特別の理由があると認める場合を除き、駐車場使用者が出場する際徴収する。

5 既納の使用料又は占用料(第1項又は第2項の使用料又は占用料をいう。以下「使用料等」という。)は、還付しない。ただし、許可を受けた者又は駐車場使用者(次条において「使用者」という。)の責めに帰することができない事由によりその利用又は占有ができなくなった場合その他市長が正当な理由があると認めた場合は、使用料等の全部又は一部を還付することができる。

6 前各項に規定するもののほか、使用料等の徴収について必要な事項は、規則で定める。

(使用料等の減免)

第10条 市長は、公益上その他特別の事情があると認めるときは、使用者の申請により、使用料等の全部又は一部を免除することができる。

別表第1 (第9条関係)

4 第2条第1項各号に掲げる行為をする場合		
(1) 業として行う写真の撮影	1人につき1日	400
(2) 業として行う映画の撮影	1件につき1日	8,000

(3) 興行	1 件につき 1 日	8, 0 0 0
(4) 展示会、撮影会、博覧会その他これらに類する催し	1 件につき 1 日	1, 6 0 0
(5) 行商、出店その他これらに類する行為	1 件につき 1 日	4 0 0

別表第 2 (第 9 条関係)

駐車場名	種別	単位	金額 (円)
城址公園バス駐車場	基本料金	入場した時から 1 時間までにつき 1 台	1, 1 0 0
	加算料金	入場した時から 1 時間を超える時間 3 0 分までごとにつき 1 台	3 3 0

備考 城址公園バス駐車場の午前 8 時から午後 1 1 時までの時間 (1 時間経過時 (入場した時から 1 時間を経過した時をいう。以下同じ。)) から出場までの時間を当該 1 時間経過時から 3 0 分までごとに区分した場合における各区分に係る時間のうち、午前 8 時の前後にまたがるものを除き、午後 1 1 時の前後にまたがるものを含む。以下「昼間時間帯」という。) の加算料金の額は、一の昼間時間帯につき 2, 7 5 0 円を限度とし、午後 1 1 時から翌日の午前 8 時までの時間 (1 時間経過時から出場までの時間を当該 1 時間経過時から 3 0 分までごとに区分した場合における各区分に係る時間のうち、午後 1 1 時の前後にまたがるものを除き、午前 8 時の前後にまたがるものを含む。以下「夜間時間帯」という。) の加算料金の額は、一の夜間時間帯につき 1, 6 5 0 円を限度とする。